主文本件抗告を却下する。理由

職権をもつて本件抗告の適否を考えるに、抗告人は昭和三二年一月一〇日横浜家庭裁判所昭和三〇年(家)第一一三三号相続財産管理人選任事件で被相続人亡Aの相続財産管理人に選任せられたものであるところ、抗告人は、右Aの遺産全部とので交易の妹であるCに無償譲渡することがいろいろの事情から至当であるとと、民法第九五三条第二八条家事審判法第九条第一項甲類三二号の規定にもとずきで表するとの審家庭裁判所に対し、相続財産管理人の権限外の行為たる右無償譲渡行為の許可申立を事本が、原審家庭裁判所は右無償譲渡を妥当でないとして、その許可申立を事本があるとの審判をしたことは、記録によつて明らかであく要旨〉る。おもうに、即申立を事本ができる旨規定しているところからみれば、家事時に対しては普通抗告ができないものというべきである。けだし、家事審判に対しては普通抗告ができないものというべきである。けだし、家事審判に対しては普通抗告を認めないもので、第事に対しては、の抗告には何ら期間の制限がないため、家事審判を永く年に続きているとすれば、この抗告には何ら期間の制限がないため、家事審判を永く年に対する特則を定めたもので、普通抗告を認めない趣旨であると解すべきたの条に対する特別を定めたもので、普通抗告を認めない趣旨であると解すべきたいる。而して、相続財産管理人の権限外の行為の許可に関する審判に対しては不服申立ができないのである。

許可に関する審判に対しては不服申立ができないのである。 よつて、本件抗告を不適法として却下すべきものとし、主文のとおり決定する。 (裁判長判事 角村克己 判事 菊池庚子三 判事 吉田豊)